

文教大学

学生指導及び学生相談対応に関するガイドライン

文教大学（以下「本学」という。）は、本学が学生指導や学生相談を円滑かつ適切に実施することが重要な責務であると認識し、すべての教職員が次に掲げる意識を持って対応することとします。

なお、「教職員」とは、本学に勤務するすべての教育職員及び事務職員のことを指し、専任・非常勤の別を問いません。また、「学生」とは、本学の学生、大学院、専攻科、別科の学生、研究生、委託生、聴講生、特別聴講生及び科目等履修生の総称です。

I. 学生指導・学生相談の基本的な考え方

- ◆ 本学は、学生の豊かで充実した大学生活を保障するため、すべての教職員が学生一人一人の人格を尊重し、協力して教育・研究にふさわしい環境を作ります。
- ◆ 本学は、学生指導・学生相談の際には、学生の置かれている立場を熟慮し、教育職員にあっては教育者・研究者としての学識及び経験を駆使して、事務職員にあっては業務上の知見を尽くして、適切な人間関係を築きます。
- ◆ 本学は、指導や相談時における言動の受止め方には学生個人により差があることを認識し、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等を排除し、教職員としての高い倫理観に基づいて慎重かつ厳正に対処します。

II. 学生指導

- ◆ 学生指導とは、学修を保障するための大学構内での一般的な学習指導、研究指導、課題遂行指導を指します。
- ◆ 学生指導には、前項のほか、受講態度指導、授業等への出席の働きかけ、学外実習先での社会生活指導、クラブ・学生団体活動における指導等を含みます。
- ◆ 学生指導は、授業担当教員のほか、卒業研究若しくは研究指導担当教員を含む各学年の担任教員又はクラブ・学生団体の顧問が主として当たることとし、必要な場合には、事務職員と連携して行うこととします。
- ◆ 学生指導においては、あらゆる場面において性別、固定観念、関係の親疎等による差別的取扱いを一掃し、学生個人の尊厳を侵害しないよう努めます。

Ⅲ. 学生相談の対応

- ◆ 学生相談とは、学生の一身上の事由（生活、交友、進路、就学上の問題、心身の健康等）について、学生の求めに応じて教職員が対応することをいいます。
- ◆ 学生相談では、学生の求めに対して最も適切に対処できるよう、教職員は、個人的・私的な関係と信頼関係を混同することなく、また学生が不快に感じることがないように、適切な距離を保持しながら慎重に対応します。
- ◆ 教職員は、学生の相談が心身の健康相談に属し、かつ継続的な対応が必要と判断した場合には、速やかに保健センター又は学外医療機関等の専門機関に紹介し、個人の判断で対応を続けられないこととします。また、必要と判断した場合には、上記以外に学生の保護者への連絡等、必要な措置を講じます。
- ◆ 教職員は、学生の相談事項について守秘義務を負うことを理解し、第三者にみだりにその内容を漏らしません。

平成19年11月7日

文 教 大 学 長

附則 文教大学女子短期大学部の文言削除（平成24年4月1日）